

# 日の出町町民農園条例施行規則

## ○日の出町町民農園条例施行規則

平成25年12月3日

規則第23号

### (趣旨)

第1条 この規則は、日の出町町民農園条例(平成25年日の出町条例第33号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(平成26規則8・一部改正)

### (農園の概要)

第2条 条例第2条の規定により日の出町(以下「町」という。)が設置する日の出町町民農園(以下「農園」という。)の概要は、次のとおりとする。

- (1) 玉の内ふれあい農園(畑用農地9区画、水田用農地4区画)
- (2) 油田第1農園(畑用農地59区画)
- (3) 油田第2農園(畑用農地57区画)
- (4) 油田第3農園(畑用農地138区画)
- (5) 油田第4農園(畑用農地33区画)

(平成26規則8・一部改正)

### (農園の施設)

第3条 町は、農園の機能の確保と使用者の利便性の向上及び景観の維持を図るため、玉の内ふれあい農園に次に掲げる施設を備えるものとする。

- (1) 駐車場
- (2) 多目的トイレ
- (3) 水飲み・手足洗い施設
- (4) 物置
- (5) 観賞用花き栽培区画
- (6) 景観・水利維持区画及び水路
- (7) 多目的区画

(平成26規則8・一部改正)

### (使用時間)

第4条 農園の使用時間は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号に規定する農園は、午前7時30分から日没までとする。
- (2) 第2条第2号から第5号に規定する農園は、日の出から日没までとする。

### (募集の方法)

第5条 農園を使用しようとする者の募集は一般公募とし、日の出町広報等に掲載する。

2 募集は使用期間が終了する前に行うが、使用中止の届出があった場合等は随時とする。

3 前項の募集期間は5日間とし、開園日から起算して1月前から募集するものとする。

(平成26規則8・一部改正)

### (応募の方法)

第6条 農園を使用しようとする者は、随時又は前条第3項に規定する募集期間内に町民農園(使用・更新)承認申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定により申請できる区画数は、全農園を通じて個人にあっては1世帯1区画、団体にあっては1団体1区画とする。ただし、空き区画が生じる場合、又は、玉の内ふれあい農園に設置される水田用区画についてはこの限りでない。

(平成26規則10・一部改正)

### (選考の方法)

第7条 町長は、前条の規定により申請をした者の中から、使用者及び使用区画を決定するものとする。ただし、申請者が募集区画を上回る場合は抽選により決定する。

### (使用・更新の承認等)

第8条 町長は、前条の規定により使用者を選考した場合には、使用者に町民農園(使用・更新)承認書(様式第2号)(以下「承認書」という。)を交付するとともに使用料納入通知書により通知するものとする。また、前条の抽選により落選した者には町民農園抽選結果通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 条例第5条第2項の規定による更新を希望する者は、使用期間の終了日から起算して30日前までに申請書を町長に提出し、承認を受けなければならない。

## 日の出町町民農園条例施行規則

- 3 町長は、前項に規定する申請を承認した場合には、申請者に承認書を交付するとともに使用料納入通知書により通知するものとする。

(使用料の納入)

第9条 前条の規定により使用の承認を受けた者は、使用期間の初日から1月以内に当該年度分の使用料を納入しなければならない。

- 2 使用料は、一括納入するものとし、その額は、使用料に当該年度の使用月数を乗じて得た額とする。

- 3 次年度分の使用料の納入期限は、当該年度の4月末日とする。

- 4 町長は、第2条第1号に規定する農園について、特に必要があると認めるときは、前3項で規定する納入期間、納入方法、納入期限を変更することができる。

(使用の制限)

第10条 町長は、条例第10条の規定に該当すると認め、農園の使用を制限し、若しくは停止し、又は使用の取消しを行うときは、使用者に町民農園施設使用(制限・停止・使用取消)通知書(様式第4号)(以下「使用制限通知書」という。)により通知するものとする。

(使用の中止の届出)

第11条 使用者は、条例第11条の規定により町民農園の使用を中止するときは、町民農園施設使用中止届(様式第5号)に承認書を添えて、町長に提出しなければならない。

(使用料の減免手続)

第12条 条例第8条第2項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、町民農園使用料減免申請書(様式第6号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により申請した者が、次の各号のいずれかに該当する場合は使用料を減額又は免除する。

(1) 日の出町観光振興計画に定める行政が主体で取り組む事業に参加又は参画し、資金の一部を町から支援を受けている団体、又は農作業体験などグリーンツーリズムを積極的に行っており、その活動が町の農業振興施策及び観光振興施策に寄与すると認められる個人又は団体は、使用料の5割を減額する。

(2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者で、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳、療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発見第156号厚生事務次官通知)に規定する療育手帳のいずれかの交付を受けた者が使用するとき及びその者が付添いを必要とする場合で付添人が使用するとき、使用料の5割を減額する。

(3) その他町長が特別の理由があると認めるときは、状況に応じて減額又は免除する。

- 3 町長は、前項に規定する申請を承認した場合には、町民農園使用料減免承認書(様式第7号)を交付するものとする。

(使用料未納者に対する取扱い)

第13条 使用料の納入期限を1か月経過しても、なお使用料が納入されない場合は、使用の承認はなかったものとみなし、使用制限通知書により使用の取消しを通知するものとする。

(栽培できる作物)

第14条 農園において栽培できる作物は、単年生のそ菜及び花きとする。ただし、第2条第1号に規定する農園においては、単年生の穀物を栽培できるものとする。

(使用者の義務)

第15条 使用者は、条例及びこの規則を遵守するほか、農園の適切な管理に積極的に協力する義務を負う。

- 2 農園使用から発生した生産廃材等は、持ち帰り、自らの責任で処理するものとする。

- 3 農園で使用する化学肥料及び化学薬品は、必要最小限度でなければならない。

- 4 第2条第1号に規定する農園施設内の上水道は、第3条第2号及び第3号に規定する目的で使用し、田畑への散水の用には使用してはならない。

(使用料の還付)

第16条 条例第9条ただし書の規定により還付する使用料の額は、使用料に当該年度の未使用月数を乗じて得た額とする。

- 2 使用料の還付の請求を希望する者は、町民農園使用料還付請求書(様式第8号)により、町長に請求しなければならない。

- 3 町長は、前項に規定する請求を承認した場合には、町民農園使用料還付承認書(様式第9号)を交付

## 日の出町町民農園条例施行規則

し、第1項の規定により得た額を還付するものとする。

(その他)

第17条 町長は、使用者が条例第13条の規定に従わない場合は、作物は放棄されたものとして取り扱う。

2 町長は、天災、盗難、病虫害等による作物の損害に対し、一切の責任を負わない。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に町民農園の貸付けを受けているものは、この規則の規定により使用の承認を受けたものとみなす。

附 則(平成26年4月1日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年5月15日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第6条、第8条関係)